

令和 8 年

# 第 3 回庄原市議会定例会議案

(6月)

庄 原 市



令和8年第3回庄原市議会定例会議案目次

|        |   |    |
|--------|---|----|
| 議案第76号 | 専決処分の承認を求めることについて<br>(庄原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例) | 1  |
| 議案第77号 | 専決処分の承認を求めることについて<br>(庄原市税条例の一部を改正する条例)       | 7  |
| 議案第78号 | 庄原市教育委員会委員の任命の同意について                          | 13 |
| 議案第79号 | 庄原市農業委員会委員の任命の同意について                          | 15 |
| 議案第80号 | 庄原市農業委員会委員の任命の同意について                          | 17 |
| 議案第81号 | 庄原市農業委員会委員の任命の同意について                          | 19 |
| 議案第82号 | 庄原市農業委員会委員の任命の同意について                          | 21 |
| 議案第83号 | 庄原市農業委員会委員の任命の同意について                          | 23 |
| 議案第84号 | 庄原市農業委員会委員の任命の同意について                          | 25 |
| 議案第85号 | 庄原市農業委員会委員の任命の同意について                          | 27 |
| 議案第86号 | 庄原市農業委員会委員の任命の同意について                          | 29 |
| 議案第87号 | 庄原市農業委員会委員の任命の同意について                          | 31 |
| 議案第88号 | 庄原市農業委員会委員の任命の同意について                          | 33 |
| 議案第89号 | 庄原市農業委員会委員の任命の同意について                          | 35 |
| 議案第90号 | 庄原市農業委員会委員の任命の同意について                          | 37 |
| 議案第91号 | 庄原市農業委員会委員の任命の同意について                          | 39 |
| 議案第92号 | 庄原市農業委員会委員の任命の同意について                          | 41 |
| 議案第93号 | 庄原市農業委員会委員の任命の同意について                          | 43 |
| 議案第94号 | 庄原市農業委員会委員の任命の同意について                          | 45 |

|         |  |    |
|---------|--|----|
| 議案第95号  | 庄原市農業委員会委員の任命の同意について                   | 47 |
| 議案第96号  | 庄原市農業委員会委員の任命の同意について                   | 49 |
| 議案第97号  | 庄原市農業委員会委員の任命の同意について                   | 51 |
| 議案第98号  | 庄原市農業委員会委員の任命の同意について                   | 53 |
| 議案第99号  | 庄原市農業委員会委員の任命の同意について                   | 55 |
| 議案第100号 | 庄原市農業委員会委員の任命の同意について                   | 57 |
| 議案第101号 | 庄原市農業委員会委員の任命の同意について                   | 59 |
| 議案第102号 | 庄原市農業委員会委員の任命の同意について                   | 61 |
| 議案第103号 | 庄原市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例      | 63 |
| 議案第104号 | 庄原市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例           | 65 |
| 議案第105号 | 庄原市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例           | 67 |
| 議案第106号 | 庄原市営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例               | 69 |
| 議案第107号 | 庄原市公立学校体育施設の開放に関する条例の一部を改正する条例         | 71 |
| 議案第108号 | 財産の取得について                              | 73 |
| 議案第109号 | 損害賠償の額を定めることについて                       | 77 |
| 議案第110号 | 令和8年度庄原市一般会計補正予算（第1号）                  | 別冊 |
| 議案第111号 | 令和8年度庄原市一般会計補正予算（第2号）                  | 別冊 |
| 報告第2号   | 繰越明許費の繰越しについて<br>（令和7年度庄原市一般会計）        | 79 |
| 報告第3号   | 予算の繰越しについて<br>（令和7年度庄原市下水道事業会計予算）      | 85 |
| 報告第4号   | 予算の繰越しについて<br>（令和7年度庄原市国民健康保険病院事業会計予算） | 89 |
| 報告第5号   | 庄原市土地開発公社の経営状況について                     | 別冊 |

|       |              |    |
|-------|--------------|----|
| 報告第6号 | 損害賠償額の決定について | 93 |
| 報告第7号 | 損害賠償額の決定について | 95 |



議案第 76 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により議会の承認を求める。

令和 8 年 6 月 8 日提出

庄原市長 八 谷 恭 介

- 1 専決処分の内容  
庄原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例  
(別 紙)
- 2 専決処分年月日  
令和 8 年 3 月 31 日

## 専 決 処 分 書

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、別紙のとおり、庄原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を制定することについて、専決処分する。

令和8年3月31日

庄原市長 八 谷 恭 介

庄原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

庄原市国民健康保険税条例(平成 17 年庄原市条例第 151 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 1 号中「及び」を「、」に改め、「介護納付金」という。)の次に「及び子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号)の規定による子ども・子育て支援納付金(以下この条において「子ども・子育て支援納付金」という。))」を加え、同項に次の 1 号を加える。

(4) 子ども・子育て支援納付金課税額(保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(県の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。)に充てるための保険税の課税額をいう。以下同じ。)

第 2 条第 2 項ただし書中「66 万円」を「67 万円」に改め、同条第 3 項中「属する」の次に「国民健康保険の」を加え、同条の次の 1 項を加える。

5 第 1 項第 4 号の子ども・子育て支援納付金課税額は、世帯主(前条第 2 項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額に、当該世帯に属する 18 歳以上被保険者(地方税法(昭和 25 年法律第 226 号。以下「法」という。)第 703 条の 4 第 30 項に規定する 18 歳以上被保険者をいう。以下同じ。)につき算定した 18 歳以上被保険者均等割額を加算した額とする。ただし、加算後の額が 3 万円を超える場合においては、子ども・子育て支援納付金課税額は、3 万円とする。

第 3 条第 1 項中「地方税法(昭和 25 年法律第 226 号。以下「法」という。))」を「法」に改める。

第 5 条の 2 第 1 号中「第 7 条の 3」の次に「、第 9 条の 7」を加える。

第 9 条の 3 の次に次の 4 条を加える。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額)  
第 9 条の 4 第 2 条第 5 項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に 100 分の 0.28 を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額)  
第 9 条の 5 第 2 条第 5 項の被保険者均等割額は、被保険者 1 人について 1,242 円とする。

(18 歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の 18 歳以上被保険

者均等割額)

第9条の6 第2条第5項の18歳以上被保険者均等割額は、18歳以上被保険者1人について70円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額)

第9条の7 第2条第5項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 785円
- (2) 特定世帯 392円
- (3) 特定継続世帯 588円

第23条第1項中「66万円」を「67万円」に、「)並びに」を「)、」に改め、「17万円)」の次に「並びに同条第5項本文の子ども・子育て支援納付金課税額からキからケまでに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が3万円を超える場合には、3万円)」を加え、同項第1号に次のように加える。

キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 870円

ク 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 49円

ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

- (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 550円
- (イ) 特定世帯 275円
- (ウ) 特定継続世帯 412円

第23条第1項第2号中「30万5千円」を「31万円」に改め、同号に次のように加える。

キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 621円

ク 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 35円

ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

- (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 393円
- (イ) 特定世帯 196円
- (ウ) 特定継続世帯 294円

第 23 条第 1 項第 3 号中「56 万円」を「57 万円」に改め、同号に次のように加える。

キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第 1 条第 2 項に規定する世帯主を除く。） 1 人について 249 円

ク 18 歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の 18 歳以上被保険者均等割額 18 歳以上被保険者（第 1 条第 2 項に規定する世帯主を除く。） 1 人について 14 円

ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

（ア） 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 157 円

（イ） 特定世帯 79 円

（ウ） 特定継続世帯 118 円

第 23 条第 2 項中「区分に応じ、」の次に「それぞれ」を加え、同項第 2 号中「課税」の次に「額」を加え、同項に次の 1 号を加える。

（3） 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児 1 人について次に定める額

ア 前項第 1 号キに規定する金額を減額した世帯 186 円

イ 前項第 2 号キに規定する金額を減額した世帯 311 円

ウ 前項第 3 号キに規定する金額を減額した世帯 497 円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 621 円

第 23 条第 3 項各号列記以外の部分中「及び」を「並びに」に改め、「被保険者均等割額」の次に「及び 18 歳以上被保険者均等割額」を加え、同項第 1 号中「第 24 条の 30 の 5」を「第 24 条の 30 の 6」に改め、同項に次の 3 号を加える。

（7） 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第 9 条の 4 の規定により算定した所得割額の 12 分の 1 の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

（8） 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第 9 条の 5 の規定により算定した被保険者均等割額（第 1 項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）の 12 分の 1 の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

（9） 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の 18 歳以上被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第 9 条の 6 の規定により算定した 18 歳以上被保険者均等割額（第 1 項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の 18 歳以上被保険者均等割額）の 12 分の 1 の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて

## 得た額

第 23 条に次の 1 項を加える。

- 4 保険税の納税義務者の属する世帯内に 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日以前である被保険者（以下「18 歳未満被保険者」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する 18 歳未満被保険者につき算定した被保険者均等割額（前 3 項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、当該被保険者均等割額に相当する額を減額して得た額とする。

附則第 5 項、第 6 項及び第 8 項から第 15 項までの規定中「、第 8 条」の次に「、第 9 条の 4」を加える。

## 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の庄原市国民健康保険税条例の規定は、令和 8 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和 7 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第 77 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により議会の承認を求める。

令和 8 年 6 月 8 日提出

庄原市長 八 谷 恭 介

- 1 専決処分の内容  
庄原市税条例の一部を改正する条例  
(別 紙)
- 2 専決処分年月日  
令和 8 年 3 月 31 日

## 専 決 処 分 書

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、別紙のとおり、庄原市税条例の一部を改正する条例を制定することについて、専決処分する。

令和8年3月31日

庄原市長 八 谷 恭 介

庄原市税条例の一部を改正する条例

庄原市税条例（平成 17 年庄原市条例第 72 号）の一部を次のように改正する。

第 18 条の 3 中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第 19 条中「、第 81 条の 6 第 1 項」を削り、同条第 2 号及び第 3 号中「第 81 条の 6 第 1 項の申告書、」を削る。

第 33 条第 3 項中「以下この項及び次項並びに」を「次項及び」に改め、「。）」の次に「（同号ロに掲げるものを除く。以下この項において同じ。）」を加える。

第 80 条第 1 項を次のように改める。

軽自動車税は、軽自動車等に対し、その所有者に課する。

第 80 条第 2 項を削り、同条第 3 項中「種別割」を「軽自動車税」に、「、第 1 項」を「、前項」に、「その使用者に」を「当該軽自動車等の使用者に軽自動車税を」に改め、同項ただし書中「これを課さない」を「この限りでない」に改め、同項を同条第 2 項とする。

第 81 条第 1 項を次のように改める。

軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、買主を軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

第 81 条第 2 項中「3 輪以上の軽自動車の取得者又は」を削り、同条第 3 項及び第 4 項を削る。

第 81 条の 3 から第 81 条の 8 までを削る。

第 81 条の 9 中「の種別割」を削る。

第 82 条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第 83 条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第 85 条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第 87 条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第 1 項中「種別割」を「軽自動車税」に、「第 33 号の 4 の 2 様式」を「第 33 号の 4 様式」に改め、同条第 2 項及び第 3 項中「第 33 号の 4 の 2 様式」を「第 33 号の 4 様式」に改める。

第 88 条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第 89 条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第 90 条の見出し並びに同条第 1 項、第 2 項、第 4 項及び第 5 項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第 91 条第 2 項中「第 80 条第 3 項ただし書」を「第 80 条第 2 項ただし書」に、「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第 7 項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

附則第 7 条の 3 の前の見出し及び同条を削る。

附則第7条の3の2に見出しとして「(個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除)」を付し、同条第1項中「居住年が平成11年から平成18年まで又は」を「同法第41条第1項に規定する居住年が」に、「において、前条第1項の規定の適用を受けないときは」を「には」に、「附則第5条の4の2第5項」を「附則第5条の4第5項」に改め、同条第2項中「附則第7条の3の2第1項」を「附則第7条の3第1項」に改め、同条を附則第7条の3とする。

附則第8条第1項中「令和9年度」を「令和12年度」に改め、同条第2項中「、附則第7条の3の2第1項」を削る。

附則第10条の2第3項中「附則第15条第25項第1号イ」を「附則第15条第24項第1号イ」に改め、同条第4項中「附則第15条第25項第1号ロ」を「附則第15条第24項第1号ロ」に改め、同条第5項中「附則第15条第25項第1号ハ」を「附則第15条第24項第1号ハ」に改め、同条第6項中「附則第15条第25項第1号ニ」を「附則第15条第24項第1号ニ」に改め、同条第7項を削り、同条第8項中「附則第15条第25項第3号イ」を「附則第15条第25項第3号イ」に改め、同項を同条第7項とし、同条第9項中「附則第15条第25項第3号ロ」を「附則第15条第24項第3号ロ」に改め、同項を同条第8項とし、同条第10項中「附則第15条第25項第3号ハ」を「附則第15条第24項第4号」に改め、同項を同条第9項とし、同条第11項から第13項までを削り、同条第14項中「附則第15条第37項」を「附則第15条第36項」に改め、同項を同条第10項とし、同条第15項中「附則第15条第41項」を「附則第15条第40項」に改め、同項を第11項とし、同条中第16項を第12項とする。

附則第10条の3第7項中「附則第12条第19項」を「附則第12条第20項」に改め、同条第8項第4号中「附則第12条第23項」を「附則第12条第24項」に改め、同項第6号中「附則第12条第24項」を「附則第12条第25項」に改め、同条第9項第5号及び同条第11項第5号中「附則第12条第31項」を「附則第12条第32項」に改め、同条第12項中「附則第12条第19項」を「附則第12条第20項」に改める。

附則第15条の2から第15条の6までを削る。

附則第16条の見出し中「の種別割」を削り、同条第1項中「法第444条第3項に規定する」を「道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」に、「から第4項まで」を「及び第3項」に改め、「の種別割」を削り、同条第2項中「令和4年4月1日から令和8年3月31日まで」を「令和7年4月1日から令和10年3月31日まで」に改め、「の種別割」を削り、同条第3項中「法第446条第1項第3号」を「同項」に改め、「及び次項」を削り、「令和4年4月1日」を「令和7年4月1日」に、「当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」を「令和8年度分」に改め、「の種別割」を削り、同条第4項を削る。

附則第16条の2の見出し中「の種別割」を削り、同条第1項中「の種別割」を削り、「から第4項まで」を「又は第3項」に改め、同条第2項及び第3項中「の種別割」を削る。

附則第16条の3第3項第2号、附則第16条の4第3項第2号及び附則第17条第3

項第 2 号中「、附則第 7 条の 3 第 1 項及び附則第 7 条の 3 の 2 第 1 項」を「及び附則第 7 条の 3 第 1 項」に改める。

附則第 17 条の 2 第 1 項及び第 2 項中「令和 8 年度」を「令和 11 年度」に改める。

附則第 18 条第 5 項第 2 号、附則第 19 条第 2 項第 2 号及び附則第 20 条第 2 項第 2 号中「、附則第 7 条の 3 第 1 項及び附則第 7 条の 3 の 2 第 1 項」を「及び附則第 7 条の 3 第 1 項」に改める。

附則第 20 条の 2 第 2 項第 2 号及び第 5 項第 2 号並びに附則第 20 条の 3 第 2 項第 2 号及び第 5 項第 2 号中「、第 7 条の 3 第 1 項及び第 7 条の 3 の 2 第 1 項」を「及び附則第 7 条の 3 第 1 項」に改める。

## 附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第 2 条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の庄原市税条例(以下「新条例」という。)の規定中固定資産税に関する部分は、令和 8 年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和 7 年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和 6 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律(令和 8 年法律第 2 号)第 1 条の規定による改正前の地方税法(昭和 25 年法律第 226 号。次項において「旧法」という。)附則第 15 条第 25 項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第 3 条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、令和 8 年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。

2 この条例の施行の日前の 3 輪以上の軽自動車の取得に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

3 令和 7 年度以前の年度分の軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

(庄原市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第 4 条 庄原市税条例等の一部を改正する条例(平成 26 年庄原市条例第 21 号)の一部を次のように改正する。

附則第 6 条中「の種別割」を削る。



議案第 78 号

庄原市教育委員会委員の任命の同意について

次の者を庄原市教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 4 条第 2 項の規定により議会の同意を求める。

令和 8 年 6 月 8 日提出

庄原市長 八 谷 恭 介

渡 部 要

（提案理由）

任期満了に伴い、再任するため同意を求めるものである。

(参考資料)

経 歴

議案第 79 号

庄原市農業委員会委員の任命の同意について

次の者を庄原市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により議会の同意を求める。

令和 8 年 6 月 8 日提出

庄原市長 八 谷 恭 介

須 應 敏 明

（提案理由）

任期満了に伴い、再任するため同意を求めるものである。

(参考資料)

経 歴

議案第 80 号

庄原市農業委員会委員の任命の同意について

次の者を庄原市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により議会の同意を求める。

令和 8 年 6 月 8 日提出

庄原市長 八 谷 恭 介

寺 西 玉 実

（提案理由）

任期満了に伴い、再任するため同意を求めるものである。

(參考資料)

經 歷

議案第 81 号

庄原市農業委員会委員の任命の同意について

次の者を庄原市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により議会の同意を求める。

令和 8 年 6 月 8 日提出

庄原市長 八 谷 恭 介

増 谷 克 則

（提案理由）

任期満了に伴い、再任するため同意を求めるものである。

(參考資料)

經 歷

議案第 82 号

庄原市農業委員会委員の任命の同意について

次の者を庄原市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により議会の同意を求める。

令和 8 年 6 月 8 日提出

庄原市長 八 谷 恭 介

竹 森 達

（提案理由）

任期満了に伴い、再任するため同意を求めるものである。

(参考資料)

経 歴

議案第 83 号

庄原市農業委員会委員の任命の同意について

次の者を庄原市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により議会の同意を求める。

令和 8 年 6 月 8 日提出

庄原市長 八 谷 恭 介

前 田 耕 廣

（提案理由）

任期満了に伴い、再任するため同意を求めるものである。

(参考資料)

経 歴

議案第 84 号

庄原市農業委員会委員の任命の同意について

次の者を庄原市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により議会の同意を求める。

令和 8 年 6 月 8 日提出

庄原市長 八 谷 恭 介

金 本 哲 弥

（提案理由）

任期満了に伴い、再任するため同意を求めるものである。

(參考資料)

經 歷

議案第 85 号

庄原市農業委員会委員の任命の同意について

次の者を庄原市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

令和8年6月8日提出

庄原市長 八 谷 恭 介

佐 々 木 利 雄

（提案理由）

任期満了に伴い、再任するため同意を求めるものである。

(參考資料)

經 歷

議案第 86 号

庄原市農業委員会委員の任命の同意について

次の者を庄原市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により議会の同意を求める。

令和 8 年 6 月 8 日提出

庄原市長 八 谷 恭 介

瀬 尾 憲 雅

（提案理由）

任期満了に伴い、再任するため同意を求めるものである。

(参考資料)

経 歴

議案第 87 号

庄原市農業委員会委員の任命の同意について

次の者を庄原市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により議会の同意を求める。

令和 8 年 6 月 8 日提出

庄原市長 八 谷 恭 介

田 邊 文 隆

（提案理由）

任期満了に伴い、再任するため同意を求めるものである。

(參考資料)

經 歷

議案第 88 号

庄原市農業委員会委員の任命の同意について

次の者を庄原市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により議会の同意を求める。

令和 8 年 6 月 8 日提出

庄原市長 八 谷 恭 介

井 上 伸 啓

（提案理由）

任期満了に伴い、再任するため同意を求めるものである。

(參考資料)

經 歷

議案第 89 号

庄原市農業委員会委員の任命の同意について

次の者を庄原市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により議会の同意を求める。

令和 8 年 6 月 8 日提出

庄原市長 八 谷 恭 介

道 下 和 子

（提案理由）

任期満了に伴い、再任するため同意を求めるものである。

(參考資料)

經 歷

議案第 90 号

庄原市農業委員会委員の任命の同意について

次の者を庄原市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により議会の同意を求める。

令和 8 年 6 月 8 日提出

庄原市長 八 谷 恭 介

青 才 弘 江

（提案理由）

任期満了に伴い、再任するため同意を求めるものである。

(参考資料)

経 歴

議案第 91 号

庄原市農業委員会委員の任命の同意について

次の者を庄原市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により議会の同意を求める。

令和 8 年 6 月 8 日提出

庄原市長 八 谷 恭 介

天 根 公 昭

（提案理由）

任期満了に伴い、再任するため同意を求めるものである。

(參考資料)

經 歷

議案第 92 号

庄原市農業委員会委員の任命の同意について

次の者を庄原市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により議会の同意を求める。

令和 8 年 6 月 8 日提出

庄原市長 八 谷 恭 介

小 次 啓 二

（提案理由）

任期満了に伴い、再任するため同意を求めるものである。

(參考資料)

經 歷

議案第 93 号

庄原市農業委員会委員の任命の同意について

次の者を庄原市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により議会の同意を求める。

令和 8 年 6 月 8 日提出

庄原市長 八 谷 恭 介

小 田 徳 生

（提案理由）

任期満了に伴い、再任するため同意を求めるものである。

(参考資料)

經 歷

議案第 94 号

庄原市農業委員会委員の任命の同意について

次の者を庄原市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により議会の同意を求める。

令和 8 年 6 月 8 日提出

庄原市長 八 谷 恭 介

石 田 ひ と み

（提案理由）

現委員の任期満了に伴い、後任として新たに任命するため同意を求めるものである。

(参考資料)

経 歴

議案第 95 号

庄原市農業委員会委員の任命の同意について

次の者を庄原市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により議会の同意を求める。

令和 8 年 6 月 8 日提出

庄原市長 八 谷 恭 介

栗 原 憲 明

（提案理由）

現委員の任期満了に伴い、後任として新たに任命するため同意を求めるものである。

(参考資料)

経 歴

議案第 96 号

庄原市農業委員会委員の任命の同意について

次の者を庄原市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により議会の同意を求める。

令和 8 年 6 月 8 日提出

庄原市長 八 谷 恭 介

福 島 昭 彦

（提案理由）

現委員の任期満了に伴い、後任として新たに任命するため同意を求めるものである。

(參考資料)

經 歷

議案第 97 号

庄原市農業委員会委員の任命の同意について

次の者を庄原市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により議会の同意を求める。

令和 8 年 6 月 8 日提出

庄原市長 八 谷 恭 介

藤 谷 敏 美

（提案理由）

現委員の任期満了に伴い、後任として新たに任命するため同意を求めるものである。

(參考資料)

經 歷

議案第 98 号

庄原市農業委員会委員の任命の同意について

次の者を庄原市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により議会の同意を求める。

令和 8 年 6 月 8 日提出

庄原市長 八 谷 恭 介

安 廣 直 也

（提案理由）

現委員の任期満了に伴い、後任として新たに任命するため同意を求めるものである。

(參考資料)

經 歷

議案第 99 号

庄原市農業委員会委員の任命の同意について

次の者を庄原市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により議会の同意を求める。

令和 8 年 6 月 8 日提出

庄原市長 八 谷 恭 介

荒 木 嘉 夫

（提案理由）

現委員の任期満了に伴い、後任として新たに任命するため同意を求めるものである。

(參考資料)

經 歷

議案第 100 号

庄原市農業委員会委員の任命の同意について

次の者を庄原市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により議会の同意を求める。

令和 8 年 6 月 8 日提出

庄原市長 八 谷 恭 介

前 田 忠 範

（提案理由）

現委員の任期満了に伴い、後任として新たに任命するため同意を求めるものである。

(参考資料)

経 歴

議案第 101 号

庄原市農業委員会委員の任命の同意について

次の者を庄原市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により議会の同意を求める。

令和 8 年 6 月 8 日提出

庄原市長 八 谷 恭 介

名 越 正 治

（提案理由）

現委員の任期満了に伴い、後任として新たに任命するため同意を求めるものである。

(参考資料)

経 歴

議案第 102 号

庄原市農業委員会委員の任命の同意について

次の者を庄原市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

令和8年6月8日提出

庄原市長 八 谷 恭 介

奥 田 順 紀

（提案理由）

現委員の任期満了に伴い、後任として新たに任命するため同意を求めるものである。

(参考資料)

経 歴

議案第 103 号

庄原市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令和 8 年 6 月 8 日

庄原市長 八 谷 恭 介

庄原市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例

庄原市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例（令和 2 年庄原市条例第 17 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「第 173 条の 4 第 1 項第 1 号」を「第 173 条の 5 第 1 項第 1 号」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 9 月 24 日から施行する。

(提案理由)

地方自治法施行令の一部改正に伴い、所要の改正を行おうとするものである。

議案第 104 号

庄原市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令和 8 年 6 月 8 日

庄原市長 八 谷 恭 介

庄原市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

庄原市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成 17 年庄原市条例第 48 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 1 項中「1,080 円」を「1,440 円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の庄原市職員の特殊勤務手当に関する条例の規定は、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。

(提案理由)

応急作業等に従事した職員の特殊勤務手当の額を改定するため、所要の改正を行おうとするものである。

議案第 105 号

庄原市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令和 8 年 6 月 8 日

庄原市長 八 谷 恭 介

庄原市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

庄原市印鑑の登録及び証明に関する条例（平成 17 年庄原市条例第 19 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 3 項中「非漢字圏の外国人住民」の次に「（漢字圏の外国人住民のうち本国における公的な身分証明書において氏名に漢字が使用されない者を含む。以下同じ。）」を加える。

第 5 条第 5 項を次のように改める。

5 市長は、印影及び印影以外の事項を登録した印鑑登録原票を、磁気ディスクをもって調製する。この場合において、印鑑登録原票と別に印影を紙に押下し作成した台帳（以下「可視台帳」という。）の作成及び保管を行うものとする。

第 14 条第 1 項中「（印鑑登録原票）」を「（可視台帳）」に改める。

第 15 条の 2 中「個人番号カード（）」の次に「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 7 項に規定する個人番号カードをいう。）、特定在留カード（出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）第 19 条の 15 の 2 第 1 項に規定する特定在留カードをいう。）若しくは特定特別永住者証明書（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成 3 年法律第 71 号）第 16 条の 2 第 1 項に規定する特定特別永住者証明書をいう。）（これらのうち、）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 15 条の 2 の改正規定は、令和 8 年 6

月 14 日から施行する。

(提案理由)

出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法等の一部改正に伴い、所要の改正を行おうとするものである。

議案第 106 号

庄原市営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令和 8 年 6 月 8 日

庄原市長 八 谷 恭 介

庄原市営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例

庄原市営住宅設置及び管理条例（平成 17 年庄原市条例第 179 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 森公営住宅の項戸数の欄中「4」を「2」に改め、同表中

「

|              |          |       |       |    |                                   |
|--------------|----------|-------|-------|----|-----------------------------------|
| 第一川東<br>公営住宅 | 昭和 30 年度 | 木造平・長 | 34.78 | 10 | 庄原市東城町川東<br>306 番地 1・291 番<br>地 1 |
|              |          | 木造平・戸 | 29.81 | 3  |                                   |
|              | 昭和 43 年度 | 木造平・戸 | 31.66 | 1  |                                   |

」を

「

|              |         |       |       |   |                      |
|--------------|---------|-------|-------|---|----------------------|
| 第一川東<br>公営住宅 | 令和 5 年度 | 木造平・長 | 43.91 | 2 | 庄原市東城町川東<br>291 番地 1 |
|              |         | 木造平・長 | 36.44 | 4 |                      |
|              | 令和 7 年度 | 木造平・長 | 43.91 | 6 | 庄原市東城町川東<br>306 番地 1 |
|              |         | 木造平・長 | 36.44 | 4 |                      |

」に

改め、同表三坂公営住宅の項及び新町新規居住者住宅の項を削る。

別表第 2 新町新規居住者住宅の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

森公営住宅の一部、三坂公営住宅及び新町新規居住者住宅を廃止し、及び第一川東公営住宅の建替事業の実施に伴い当該住宅の戸数等を定めるため、所要の改正を行おうとするものである。

議案第 107 号

庄原市公立学校体育施設の開放に関する条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令和 8 年 6 月 8 日

庄原市長 八 谷 恭 介

庄原市公立学校体育施設の開放に関する条例の一部を改正する条例

庄原市公立学校体育施設の開放に関する条例（平成 17 年庄原市条例第 100 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 庄原市立口和小学校の項中

「

|                 |       |   |
|-----------------|-------|---|
| 庄原市口和町永田 3 番地 2 | 屋内運動場 | — |
|                 | 屋外運動場 | 無 |

」を

「

|                 |       |   |
|-----------------|-------|---|
| 庄原市口和町永田 3 番地 2 | 屋内運動場 | — |
|                 | 屋外運動場 | 無 |
|                 | プール   | — |

」に

改める。

別表第 4 中

「

|       |       |       |   |       |   |             |
|-------|-------|-------|---|-------|---|-------------|
| 口和小学校 | 屋内運動場 | 310 円 | — | 620 円 | — | 1 時間<br>当たり |
| 口和中学校 |       |       |   |       |   |             |

」を

「

|       |       |       |   |       |   |             |
|-------|-------|-------|---|-------|---|-------------|
| 口和小学校 | 屋内運動場 | 310 円 | — | 620 円 | — | 1 時間<br>当たり |
|-------|-------|-------|---|-------|---|-------------|

|       |       |       |   |       |   |             |
|-------|-------|-------|---|-------|---|-------------|
|       | 屋外運動場 | 無料    | — | 無料    | — |             |
|       | プール   | 無料    | — | 無料    | — |             |
| 口和中学校 | 屋内運動場 | 310 円 | — | 620 円 | — | 1 時間<br>当たり |
|       | 屋外運動場 | 無料    | — | 無料    | — |             |

」に

改める。

#### 附 則

この条例は、令和 8 年 7 月 1 日から施行する。

#### (提案理由)

庄原市立口和小学校プールを開放施設として一般の利用に供するため、所要の改正を行おうとするものである。

議案第 108 号

財産の取得について

庄原市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(平成 17 年庄原市条例第 226 号) 第 3 条の規定により、次のとおり財産を取得することについて、議会の議決を求める。

令和 8 年 6 月 8 日提出

庄原市長 八 谷 恭 介

- |   |        |  |
|---|--------|--|
| 1 | 取得する財産 | ロータリー除雪車 1 台                                   |
| 2 | 契約の方法  | 指名競争入札   |
| 3 | 取得価格   | 63,536,000 円                                   |
| 4 | 相手方    | 庄原市東本町三丁目 7 番 14 号<br>山口ボデー有限会社<br>代表取締役 山口 勝之 |

(提案理由)

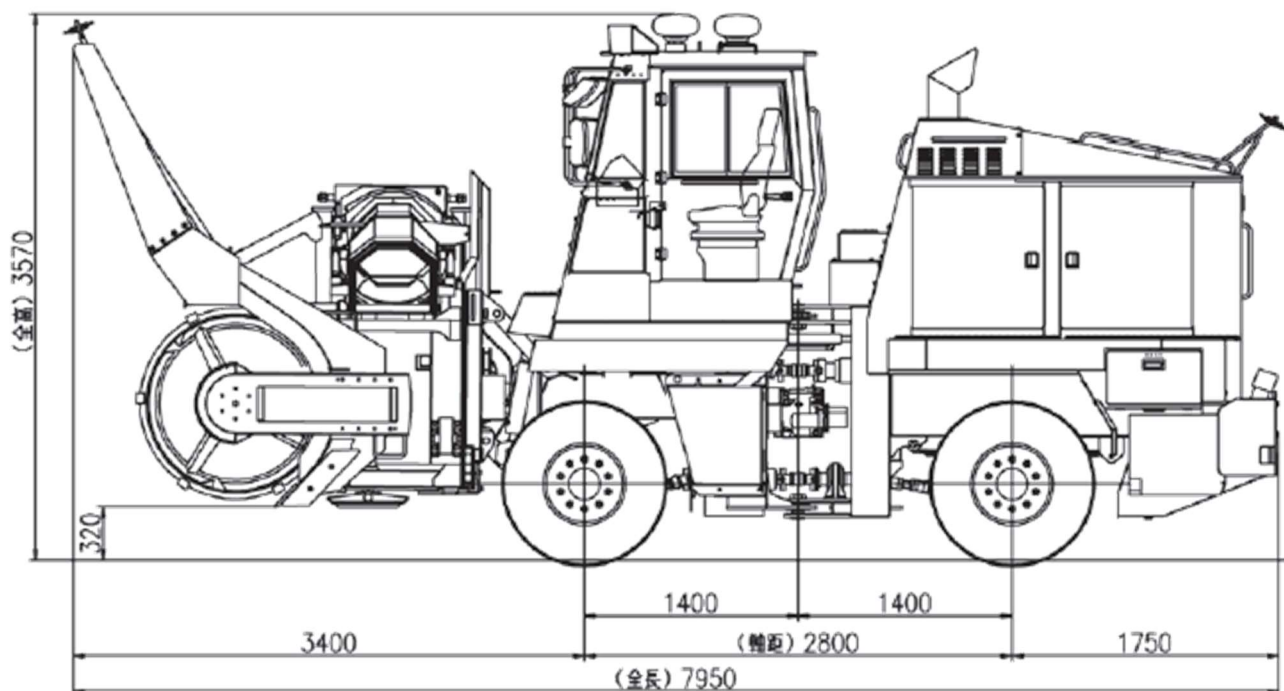
除雪事業に使用するロータリー除雪車を購入しようとするものであるが、予定価格が2,000万円以上であるため、議会の議決を求めるものである。

財産の取得について

1. 外観



## 2. 寸法図



## 3. 製品仕様

| 項目       | 内容  |
|----------|---|
| メーカー・製品名 | N I C H I J O 製 H T R 3 0 8 A   |
| 納品先      | 庄原市役所本庁   |
| 納期       | 令和9年3月31日   |
| シャーシ     | ディーゼルエンジン、4WD、定員2名  |
| 車体寸法・重量  | 全長 7,950 mm / 全幅 2,600 mm / 全高 3,570 mm / 重量 13,850kg                                 |
| 性能       | 最大除雪量 2,900t/h / 最大除雪幅 2,600mm / 最大除雪高 1,700mm<br>投雪距離 20・30・46m / 走行速度 0~49km/h      |
| 除雪装置     | 形式 2ステージ型 / オーガ リボンスクリュー型<br>ブロワ 5枚羽根遠心式 / チルト 支持枠中心旋回式<br>シュート 支持枠固定型、旋回・放出角可変・伸縮起倒式 |

議案第 109 号

損害賠償の額を定めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 13 号の規定により、次のとおり損害賠償の額を定めることについて、議会の議決を求める。

令和 8 年 6 月 8 日提出

庄原市長 八 谷 恭 介

- |         |              |
|---------|--------------|
| 1 損害賠償額 | 33,363,292 円 |
| 2 債権者   | 庄原市内に在住する個人  |

（提案理由）

令和 8 年 5 月 16 日の相手方との協議において、過失割合及び損害賠償額の提示があったため、議会の議決を求めるものである。

## 事 故 報 告 書

- 1 事故発生日時 令和3年4月11日 午後8時頃  
天気 晴れ
  
- 2 事故発生場所 庄原市口和町宮内  
市道宮内線
  
- 3 相手方 庄原市内に在住する個人
  
- 4 事故原因及び状況 庄原市消防団員が運転する消防積載車（公用車）が、口和町宮内にて発生した林野火災の現場へ向かうために市道宮内線を走行していたところ、右折した際に当該車両の後部ステップに乗車していた同団員の相手方が転落した。  
相手方は後頭部を打撲して脳挫傷や頭蓋底骨折等の怪我を負ったほか、本件事故に起因する後遺障害が認められた。  
損害賠償額は、治療費、通院費、休業損害、慰謝料及び逸失利益等である。

報告第 2 号

繰越明許費の繰越しについて

令和 7 年度繰越明許費の繰越額が確定したので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 146 条第 2 項の規定により次のとおり報告する。

令和 8 年 6 月 8 日

庄原市長 八 谷 恭 介

令和 7 年度庄原市一般会計繰越明許費繰越計算書

（ 別 紙 ）



令和7年度庄原市一般会計繰越明許費繰越計算書

(単位：円)

| 款        | 項       | 事業名              | 金額          | 翌年度繰越額      | 左           |              |             |           | 内訳         |            |  |
|----------|---------|------------------|-------------|-------------|-------------|--------------|-------------|-----------|------------|------------|--|
|          |         |                  |             |             | 既収入<br>特定財源 | 未収入<br>国県支出金 | 財入<br>地方債   | 財定<br>その他 | 財源<br>一般財源 |            |  |
| 2 総務費    | 1 総務管理費 | 総務一般管理事業         | 1,621,000   | 1,621,000   |             |              |             |           |            | 1,621,000  |  |
|          |         | 企画推進事業           | 801,000     | 801,000     |             |              |             |           |            | 801,000    |  |
|          |         | 庁舎管理事業           | 4,466,000   | 4,466,000   |             |              |             |           |            | 4,466,000  |  |
| 3 民生費    | 1 社会福祉費 | 老人福祉一般管理事業       | 18,000,000  | 18,000,000  | 18,000,000  |              |             |           |            |            |  |
|          |         | 物価高対応子育て応援手当支給事業 | 11,830,000  | 5,034,000   | 5,034,000   |              |             |           |            |            |  |
|          |         | 子育て支援施設整備事業      | 74,300,000  | 74,299,000  | 70,600,000  |              |             |           |            | 3,699,000  |  |
| 4 衛生費    | 1 保健衛生費 | 2,552,000        | 2,552,000   |             |             |              |             |           | 2,552,000  |            |  |
| 6 農林水産業費 | 1 農業費   | 農業振興事業           | 25,815,000  |             |             |              |             |           |            |            |  |
|          |         | 県営土地改良事業         | 11,900,000  | 11,900,000  |             |              | 10,900,000  |           |            | 1,000,000  |  |
|          |         | 基盤整備促進事業         | 16,683,000  | 16,583,000  | 2,410,000   |              | 12,800,000  |           |            | 1,373,000  |  |
| 3 林業費    | 林道整備事業  | 林道整備事業           | 11,616,000  | 11,616,000  |             |              |             |           |            | 11,616,000 |  |
|          |         | 小規模崩壊地復旧事業       | 19,748,000  | 19,648,000  | 4,912,000   |              | 2,500,000   |           |            | 2,562,000  |  |
|          |         | 商工振興事業           | 39,050,000  | 39,050,000  | 15,308,000  |              |             |           |            | 23,742,000 |  |
| 7 商工費    | 1 商工費   | キャッシュレス決済推進事業    | 288,893,000 | 275,137,000 | 275,130,000 |              |             |           |            | 7,000      |  |
|          |         | 観光施設管理事業         | 5,000,000   | 5,000,000   |             |              | 5,000,000   |           |            |            |  |
| 8 土木費    | 2 道路橋梁費 | 除雪事業             | 44,788,000  | 44,788,000  |             |              | 44,600,000  |           |            | 188,000    |  |
|          |         | 災害防除事業           | 64,077,000  | 64,077,000  | 15,873,000  |              | 46,800,000  |           |            | 1,404,000  |  |
|          |         | 橋梁維持事業           | 93,113,000  | 93,110,000  | 56,765,000  |              | 36,300,000  |           |            | 45,000     |  |
|          |         | 道路新設改良事業(単独)     | 479,950,000 | 440,330,000 |             |              | 440,200,000 |           |            | 130,000    |  |

令和7年度庄原市一般会計繰越明許費繰越計算書

(単位：円)

| 款             | 項             | 事業名            | 金額          | 翌年度繰越額      | 左           |              |    |    | 源 |   |            | 内 | 訳         |            |           |
|---------------|---------------|----------------|-------------|-------------|-------------|--------------|----|----|---|---|------------|---|-----------|------------|-----------|
|               |               |                |             |             | 既収入<br>特定財源 | 未収入<br>国県支出金 | 収入 | 繰入 | 定 | 財 | 源          |   |           | 財          | 源         |
|               |               |                |             |             |             |              |    |    |   |   |            |   |           |            |           |
| 8 土木費         | 2 道路橋梁費       | 国県道整備負担事業      | 38,954,000  | 38,954,000  |             |              |    |    |   |   |            |   |           | 38,954,000 |           |
|               |               | 地方創生道整備推進交付金事業 | 255,788,000 | 255,564,000 | 126,857,000 | 128,600,000  |    |    |   |   |            |   |           | 107,000    |           |
|               |               | 社会資本整備総合交付金事業  | 62,010,000  | 52,352,000  | 31,485,000  | 20,700,000   |    |    |   |   |            |   |           |            | 167,000   |
|               |               | 急傾斜地崩壊対策事業     | 5,495,000   | 5,495,000   |             | 2,500,000    |    |    |   |   |            |   |           |            | 2,995,000 |
|               |               | 都市再生整備事業       | 3,534,000   | 3,534,000   | 1,381,000   |              |    |    |   |   |            |   |           |            | 2,153,000 |
| 6 住宅費         | 1 消防費         | 街路事業           | 78,179,000  | 78,179,000  | 45,618,000  | 25,800,000   |    |    |   |   |            |   |           | 6,761,000  |           |
|               |               | 都市公園等整備事業      | 130,077,000 | 130,077,000 | 49,454,000  | 78,500,000   |    |    |   |   |            |   |           | 2,123,000  |           |
|               |               | 市営住宅整備事業       | 50,055,000  | 50,047,000  | 20,239,000  | 29,600,000   |    |    |   |   |            |   |           | 208,000    |           |
|               |               | 消防組合事業         | 13,728,000  | 13,728,000  |             |              |    |    |   |   | 13,728,000 |   |           |            |           |
|               |               | 消防施設整備事業       | 39,871,000  | 39,871,000  |             | 39,100,000   |    |    |   |   |            |   |           |            | 771,000   |
| 10 教育費        | 2 小学校費        | 小学校通学支援事業      | 6,163,000   | 4,419,000   | 2,260,000   | 2,000,000    |    |    |   |   |            |   |           | 159,000    |           |
|               |               | 小学校施設整備事業      | 127,565,000 | 127,565,000 | 33,006,000  | 94,300,000   |    |    |   |   |            |   |           | 259,000    |           |
|               |               | 中学校施設整備事業      | 34,947,000  | 34,947,000  | 11,765,000  | 23,100,000   |    |    |   |   |            |   |           | 82,000     |           |
| 11 災害復旧費      | 1 農林水産施設災害復旧費 | 現年農地災害復旧事業     | 53,883,000  | 49,178,000  | 1,077,000   | 43,948,000   |    |    |   |   |            |   | 258,000   | 95,000     |           |
|               |               | 過年農地災害復旧事業     | 118,167,000 | 102,374,000 | 2,055,000   | 6,800,000    |    |    |   |   |            |   |           | 226,000    |           |
|               |               | 現年農業用施設災害復旧事業  | 11,712,000  | 11,712,000  | 180,000     | 400,000      |    |    |   |   |            |   |           | 12,000     | 123,000   |
|               |               | 過年農業用施設災害復旧事業  | 31,956,000  | 27,025,000  | 231,000     | 1,200,000    |    |    |   |   |            |   |           | 24,000     | 261,000   |
|               |               | 現年林道災害復旧事業     | 7,007,000   | 7,007,000   | 6,601,000   | 200,000      |    |    |   |   |            |   |           |            | 206,000   |
| 2 公共土木施設災害復旧費 | 現年公共災害復旧事業    | 53,799,000     | 53,799,000  | 31,794,000  | 18,200,000  |              |    |    |   |   |            |   | 3,805,000 |            |           |

令和7年度庄原市一般会計繰越明許費繰越計算書

(単位：円)

| 款  | 項     | 事業名           | 金額            | 翌年度繰越額        | 左           |               |               | の            |            |            | 財            |            |            | 源 |  | 内 | 源 | 記           |
|----|-------|---------------|---------------|---------------|-------------|---------------|---------------|--------------|------------|------------|--------------|------------|------------|---|--|---|---|-------------|
|    |       |               |               |               | 既収入<br>特定財源 | 未収入<br>国県支出金  | 未収入<br>地方債    | 未収入<br>国県支出金 | 未収入<br>地方債 | 未収入<br>その他 | 未収入<br>国県支出金 | 未収入<br>地方債 | 未収入<br>その他 |   |  |   |   |             |
| 11 | 災害復旧費 | 2 公共土木施設災害復旧費 | 220,606,000   | 220,606,000   |             | 126,702,000   | 56,900,000    |              |            |            |              |            |            |   |  |   |   | 37,004,000  |
|    | 合     | 計             | 2,557,699,000 | 2,434,445,000 | 8,455,000   | 1,058,732,000 | 1,201,400,000 |              |            |            |              |            |            |   |  |   |   | 151,665,000 |



報告第 3 号

予算の繰越しについて

令和 7 年度庄原市下水道事業会計予算の繰越額が確定したので、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 26 条第 3 項の規定により次のとおり報告する。

令和 8 年 6 月 8 日

庄原市長 八 谷 恭 介

令和 7 年度庄原市下水道事業会計予算繰越計算書

（ 別 紙 ）



令和7年度庄原市下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

(単位：円)

| 款  | 項     | 事業名     | 予算計上額       | 支払義務発生額 | 翌年度繰越額      | 左の財源内訳     |            |           |     |          | 翌年度繰越額に係る繰越を要するたな即資産の購入限度額 | 説明   |
|----|-------|---------|-------------|---------|-------------|------------|------------|-----------|-----|----------|----------------------------|--|
|    |       |         |             |         |             | 企業債        | 国庫補助金      | 県補助金      | 負担金 | 損益勘定留保資金 |                            |  |
| 1  | 資本的支出 | 1 建設改良費 | 77,343,000  | 0       | 77,343,000  | 41,100,000 | 36,165,000 | 0         | 0   | 78,000   | 0                          | 比和浄化センターの機器更新工事について、対象機器の納期が遅延し、ため、見込んでいた期日までの完成及び執行が見込めないため。<br>(完了見込：令和8年9月) |
|    |       |         |             |         |             | 12,000,000 | 10,000,000 | 3,000,000 | 0   | 0        | 0                          |  |
| 合計 |       |         | 102,343,000 | 0       | 102,343,000 | 53,100,000 | 46,165,000 | 3,000,000 | 0   | 78,000   | 0                          |  |

(注) 翌年度繰越額には、消費税及び地方消費税を含む。



報告第 4 号

予算の繰越しについて

令和 7 年度庄原市国民健康保険病院事業会計予算の繰越額が確定したので、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 26 条第 3 項の規定により次のとおり報告する。

令和 8 年 6 月 8 日

庄原市長 八 谷 恭 介

令和 7 年度庄原市国民健康保険病院事業会計予算繰越計算書

（ 別 紙 ）



令和7年度庄原市国民健康保険病院事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

(単位：円)

| 款 | 項     | 事業名     | 予算計上額      | 支払義務発生額 | 翌年度繰越額     | 左の財源内訳     |       |     |          | 翌年度繰越額に係る繰越資産の購入限度額 | 説明 |   |
|---|-------|---------|------------|---------|------------|------------|-------|-----|----------|---------------------|----|---|
|   |       |         |            |         |            | 企業債        | 国庫補助金 | 負担金 | 損益勘定留保資金 |                     |    | 不用額                                       |
| 1 | 資本的支出 | 1 建設改良費 | 72,600,000 | 0       | 72,600,000 | 72,600,000 | 0     | 0   | 0        | 0                   | 0  | 受変電設備工事について、対象機器の納期が遅延したため。(完了見込：令和8年12月) |
|   |       | 合計      | 72,600,000 | 0       | 72,600,000 | 72,600,000 | 0     | 0   | 0        | 0                   | 0  |   |

(注) 翌年度繰越額には、消費税及び地方消費税を含む。



損害賠償額の決定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分としたので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 8 年 6 月 8 日

庄原市長 八 谷 恭 介

- |   |         |                |   |
|---|---------|----------------|---|
| 1 | 専決処分の内容 | 損害賠償額          | 122,100円                                    |
|   |         | 債権者            | 安芸郡坂町坂西一丁目17番21号<br>宝不動産株式会社<br>代表取締役 榎木 亮次 |
| 2 | 専決処分年月日 | 令和 8 年 4 月 3 日 |   |

(参考事項)

令和 8 年 2 月 20 日、相手方の敷地内駐車場において、公用車（市職員運転）を後退駐車しようとしていたところ、相手方所有の建物の構造物（目隠し）に接触し、損傷させたことによる損害賠償の額を定めるため、専決処分をしたものである。

## 事 故 報 告 書

- 1 事故発生日時 令和8年2月20日 午後1時10分頃  
天気 晴
  
- 2 事故発生場所 庄原市東本町三丁目11番27号  
ウイング庄原2号館 敷地内
  
- 3 相手方 安芸郡坂町坂西一丁目17番21号  
宝不動産株式会社  
代表取締役 榎木 亮次
  
- 4 事故原因及び状況 相手方敷地内の駐車場において、公用車（市職員運転）を駐車するため、微速で車両を後退させていたところ、車両バックドア右側部分が相手方所有の建物の出入口付近に設置してある構造物（目隠し）に接触し、構造物（目隠し）の一部を損傷させたものである。  
原因は、運転手の目測誤りによる後方確認不足である。  
なお、本件事故による怪我人はいなかった。

損害賠償額の決定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分としたので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 8 年 6 月 8 日

庄原市長 八 谷 恭 介

- |           |                 |   |
|-----------|-----------------|---|
| 1 専決処分の内容 | 損害賠償額           | 79,200円                                   |
|           | 債権者             | 三次市十日市東四丁目6番1号<br>広島県北部建設事務所<br>所長 百合野 博司 |
| 2 専決処分年月日 | 令和 8 年 4 月 13 日 |   |

(参考事項)

令和 8 年 1 月 8 日、公用車（市職員運転）が国道 432 号を走行中、ハンドル操作を誤り、スノーポール兼用デリネータに接触し、損傷させたことによる損害賠償の額を定めるため、専決処分をしたものである。

## 事 故 報 告 書

- 1 事故発生日時 令和8年1月8日 午前11時  
天気 雪
  
- 2 事故発生場所 庄原市高野町和南原  
国道432号
  
- 3 相手方 三次市十日市東四丁目6番1号  
広島県北部建設事務所  
所長 百合野 博司
  
- 4 事故原因及び状況 公用車（市職員運転）が雪の積もった国道432号を走行中、緩やかな下り坂のカーブでスリップして制御不能になり、対向車線の縁石に乗り上げ、縁石付近に設置されたスノーポール兼用デリネータ1本を損傷させたものである。  
原因は、ハンドル操作を誤ったことによるものである。  
なお、本件事故による怪我人はいなかった。

